

標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、
標準報酬の月額と比較及び組合員の同意等(随時改定用)

所属所番号 333	企業	(部課番号)	所属所(部署)名称 〇〇市 (総務課)
組合員証番号 12345	組合員氏名 共済 太郎	生年月日 平成XX年XX月XX日	性別 男

【昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与についての欄】

昇給月又は降給月以後の継続した3か月	①合計額	円	②平均額	円
算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与			
H30年 7月 22日	290,000	円		
H30年 8月 23日	290,000	円		
H30年 9月 20日	290,000	円		
昇給月又は降給月以後の継続した3か月	870,000	円	290,000	円

【昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与についての欄】

昇給月又は降給月前の継続した9か月	③合計額	円	昇給月又は降給月以後の継続した3か月	④合計額	円	⑤平均額	円
算定基礎月の報酬支払基礎日数	非固定的給与						
H29年 10月 22日	5,000	円					
H29年 11月 22日	10,000	円					
H29年 12月 21日	5,000	円					
H30年 1月 20日	15,000	円					
H30年 2月 20日	0	円					
H30年 3月 22日	5,000	円					
H30年 4月 21日	15,000	円					
H30年 5月 23日	5,000	円					
H30年 6月 21日	10,000	円					
H30年 7月 22日	101,952	円					
H30年 8月 23日	111,952	円					
H30年 9月 20日	91,952	円					
昇給月又は降給月前の継続した9か月	70,000	円	昇給月又は降給月以後の継続した3か月	305,856	円	101,952	円
昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月	375,856	円	⑥平均額	31,321	円		

【標準報酬の月額と比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。

		平均額	
従前			
昇給月又は降給月以後の継続した3か月の平均	②+⑤	391,952	円
年間平均	②+⑥	321,321	円

	短期給付標準報酬				厚生年金標準報酬				退職等年金標準報酬				
	等級	月額			等級	月額			等級	月額			
従前	a	18	300	千円	b	19	300	千円	c	18	300	千円	
昇給月又は降給月以後の継続した3か月の平均	②+⑤	d	22	380	千円	e	23	380	千円	f	23	380	千円
年間平均	②+⑥	g	19	320	千円	h	20	320	千円	i	19	320	千円

○又は×	aとd、bとe又はcとfが2等級差以上	dとg、eとh又はfとiが2等級差以上	aとg、bとh又はcとiが1等級差以上
	○	○	○

【組合員の同意欄】

私は今回の随時改定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所(部署)が申立てすることに同意します。

組合員氏名 共済 太郎 ㊞

【備考欄】